様式第２号（第４条関係）　　　　　　　　　　（表）

被災宅地危険度判定士 **資格要件申告書**

わたくしは、奈良県被災宅地危険度判定士登録要綱第３条第１項第１号に定める、資格要件に下記のとおり該当することを必要書類を添え申告します。

記

|  |
| --- |
|  |

該当する資格要件

裏面から該当する要件を記入する。

令和　　年　　月　　日

　　　　　　 奈　良　県　知　事　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申告者氏名

（裏）　　　　　　　　　　　　　　**該当する資格要件**

該当するものいずれか１つの記号を表面□に記入し、指定された証明書を添付する。

|  |
| --- |
| **ア 大学卒業者**：盛土規制令第22条第１号、都計規則第19条第１号イ該当大学（短大を除く。）又は旧大学において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木、建築又　は宅地開発に関する技術に関して二年以上の実務経験を有する者及び正規の都市計画又は造園に関する課程を修めて　卒業した後、宅地開発に関する技術に関して二年以上の実務経験を有する者必要な添付書類：卒業証明書（必要な場合において履修科目証明書を追加）、実務経験証明書（様式第３号） |
| **イ ３年課程の短期大学卒業者**：盛土規制令第22条第２号、都計規則第19条第１号ロ該当短大において、正規の土木又は建築の修業年限三年以上の課程（夜間を除く）を修めて卒業した後、土木、建築又は宅地開発の技術に関して三年以上の実務の経験を有する者及び正規の都市計画又は造園の修業年限三年以上の課程（夜間を除く）を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して三年以上の実務の経験を有する者必要な添付書類：卒業証明書（必要な場合において履修科目証明書を追加）、実務経験証明書（様式第３号） |
| **ウ 短期大学、高等専門学校卒業者**：盛土規制令第22条第３号、都計規則第19条第1号ハ該当前項以外の短大若しくは高等専門学校又は旧専門学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土　木、建築又は宅地開発の技術に関し四年以上の実務の経験を有する者及び正規の都市計画又は造園に関する課程を修　めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して四年以上の実務経験を有する者必要な添付書類：卒業証明書（必要な場合において履修科目証明書を追加）、実務経験証明書（様式第３号） |
| **エ 高等学校卒業者**：盛土規制令第22条第４号、都計規則第19条第１号ニ該当高等学校若しくは中等教育学校又は旧中学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後土木、建築又は宅地開発の技術に関して七年以上の実務経験を有する者及び正規の都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して七年以上の実務経験を有する者必要な添付書類：卒業証明書（必要な場合において履修科目証明書を追加）、実務経験証明書（様式第３号） |
| **オ 大学院等在学経験者**：盛土規制令第22条第５号告示1005第１号、都計規則第19条第１号チ告示38第１号該当大学（短大を除く。）の大学院若しくは専攻科又は旧大学の大学院若しくは研究科に一年以上在学して、土木又は建築に関する事項を専攻した後、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して一年以上の実務経験を有する者及び都市計画又は造園に関する事項を専攻した後、宅地開発に関する技術に関して、一年以上の実務経験を有する者必要な添付書類：在学の期間を証明する書類（必要な場合において履修科目証明書を追加）、実務経験証明書（様式第３号） |
| **カ 技術士**：盛土規制令第22条第５号告示1005第２号、都計規則第19条第１号ホ告示39該当技術士法における第二次試験において技術部門を建設部門、農業部門（選択科目「農業農村工学」）、森林部門（選択科目「森林土木」）又は水産部門（選択科目「水産土木」）とするものに合格した者及び技術部門を上下水道部門又は衛生工学部門とするものに合格した後、宅地開発に関する技術に関して二年以上の実務経験を有する者必要な添付書類：技術士登録証の写し又は技術士第二次試験合格証明書、実務経験証明書（様式第３号）※技術部門が上下水道部門又は衛生工学部門の場合のみ |
| **キ 一級建築士**：盛土規制令第22条第５号告示1005第３号、都計規則第19条第１号ヘ該当一級建築士の資格を有する者必要な添付書類：一級建築士登録証の写し |
| **ク 認定講習会修了者**：盛土規制令第22条第５号告示1005第４号、都計規則第19条第１号ト該当土木又は建築の技術に関して十年以上の実務経験を有する者及び宅地開発に関する技術に関する七年以上の実務経験を含む十年以上の都市計画、造園に関する実務経験を有する者で認定講習を修了した者必要な添付書類：認定講習会修了証の写し、実務経験証明書（様式第３号） |

※ この面で「盛土規制令」とあるのは「宅地造成及び特定盛土等規制法施行令」を、「告示1005」とあるのは「昭和37年3月29日付建設省告示第1005号」を、「都計規則」とあるのは「都市計画法施行規則」を、「告示38」とあるのは「昭和45年1月12日付建設省告示第38号」を、「告示39」とあるのは「昭和45年1月12日付建設省告示第39号」を表す。